

# 地域密着型 認知症対応共同生活介護

---





全サービス共通事項および地域密着型サービス共通事項は  
資料No.1でご確認ください

# 認知症対応型共同生活介護

## 基本報酬

- ① 認知症対応型共同生活介護における医療連携体制加算の見直し
- ② 協力医療機関との連携体制の構築★
- ③ 協力医療機関との定期的な会議の実施
- ④ 入院時等の医療機関への情報提供★
- ⑤ 高齢者施設等における感染症対応力の向上★
- ⑥ 施設内療養を行う高齢者施設等への対応★
- ⑦ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携★
- ⑧ 認知症対応型共同生活介護、介護保険施設における平時からの認知症の行動・心理症状の予防、早期対応の推進★
- ⑨ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け★
- ⑩ 介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進★
- ⑪ 認知症対応型共同生活介護における夜間支援体制加算の見直し★
- ⑫ 外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し★

## 基本報酬

単位数		< 現行 >		< 改定後 >
<b>【入居の場合】</b>				
1 ユニットの場合				
要支援 2	760 単位		761 単位	
要介護 1	764 単位		765 単位	
要介護 2	800 単位		801 単位	
要介護 3	823 単位		824 単位	
要介護 4	840 単位		841 単位	
要介護 5	858 単位		859 単位	
2 ユニット以上の場合				
要支援 2	748 単位		749 単位	
要介護 1	752 単位		753 単位	
要介護 2	787 単位		788 単位	
要介護 3	811 単位		812 単位	
要介護 4	827 単位		828 単位	
要介護 5	844 単位		845 単位	
<b>【短期利用の場合】</b>				
1 ユニットの場合				
要支援 2	788 単位		789 単位	
要介護 1	792 単位		793 単位	
要介護 2	828 単位		829 単位	
要介護 3	853 単位		854 単位	
要介護 4	869 単位		870 単位	
要介護 5	886 単位		887 単位	
2 ユニット以上の場合				
要支援 2	776 単位		777 単位	
要介護 1	780 単位		781 単位	
要介護 2	816 単位		817 単位	
要介護 3	840 単位		841 単位	
要介護 4	857 単位		858 単位	
要介護 5	873 単位		874 単位	

概要

【認知症対応型共同生活介護】

○ 認知症対応型共同生活介護における医療連携体制加算について、看護体制の整備や医療的ケアが必要な者の受入れについて適切に評価する観点から、体制要件と医療的ケアが必要な者の受入要件を分けて評価を行い、医療的ケアが必要な者の受入要件については、対象となる医療的ケアを追加する見直しを行う。【告示改正】

単位数・算定要件等

		医療連携体制加算(Ⅰ)	イ	ロ	ハ
体制評価		単位数	57単位/日	47単位/日	37単位/日
算定要件	看護体制要件		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所の職員として看護師を常勤換算で1名以上配置していること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所の職員として看護職員を常勤換算で1名以上配置していること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所の職員として、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、看護師を1名以上確保していること。</li> </ul>
	指針の整備要件		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所の職員である看護師、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保していること。</li> </ul>		
		指針の整備要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。</li> </ul>		
受入評価		医療連携体制加算(Ⅱ)	医療連携体制加算(Ⅰ)のいずれかを算定していることが要件		
		単位数	5単位/日		
算定要件	医療的ケアが必要な者の受入要件		<ul style="list-style-type: none"> <li>算定日が属する月の前3月間において、次のいずれかに該当する状態の入居者が1人以上であること。</li> </ul>		
			<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)喀痰吸引を実施している状態</li> <li>(2)経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態</li> <li>(3)呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態</li> <li>(4)中心静脈注射を実施している状態</li> <li>(5)人工腎臓を実施している状態</li> <li>(6)重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(7)人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態</li> <li>(8)褥瘡に対する治療を実施している状態</li> <li>(9)気管切開が行われている状態</li> <li>(10)留置カテーテルを使用している状態</li> <li>(11)インスリン注射を実施している状態</li> </ul>	

## 協力医療機関との連携体制の構築★

## 概要

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、**認知症対応型共同生活介護★**】

- 高齢者施設等内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。【省令改正】
  - ア 協力医療機関を定めるに当たっては、以下の要件を満たす協力医療機関を定めるように努めることとする。
    - ① 利用者の病状の急変が生じた場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
    - ② 診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること。
  - イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。
  - ウ 利用者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入居させることができるように努めることとする。



# 協力医療機関との定期的な会議の実施

<b>概要</b>	【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、 <b>認知症対応型共同生活介護</b> 、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】
<p>○ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護について、協力医療機関との実効性のある連携体制を構築するため、入所者または入居者（以下「入所者等」という。）の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的を開催することを評価する新たな加算を創設する。</p> <p>○ また、特定施設における医療機関連携加算について、定期的な会議において入居者の現病歴等の情報共有を行うよう見直しを行う。【告示改正】</p>	

<b>単位数</b>	
<b>【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院】</b>	
<p>&lt; 現行 &gt; なし</p>	<p>&lt; 改定後 &gt;  <b>協力医療機関連携加算</b>                      協力医療機関が(1)右記の①～③の要件を満たす場合 100単位/月(令和6年度) 50単位/月(令和7年度～) <b>(新設)</b>                      (2)それ以外の場合 5単位/月 <b>(新設)</b></p>
<b>【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護】</b>	
<p>&lt; 現行 &gt; 医療機関連携加算 80単位/月</p>	<p>&lt; 改定後 &gt;  <b>協力医療機関連携加算</b>                      協力医療機関が(1)右記の①、②の要件を満たす場合 <b>100</b>単位/月 <b>(変更)</b>                      (2)それ以外の場合 <b>40</b>単位/月 <b>(変更)</b></p>
<b>【認知症対応型共同生活介護】</b>	
<p>&lt; 現行 &gt; なし</p>	<p>&lt; 改定後 &gt;  <b>協力医療機関連携加算</b>                      協力医療機関が(1)右記の①、②の要件を満たす場合 100単位/月 <b>(新設)</b>                      (2)それ以外の場合 40単位/月 <b>(新設)</b></p>
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>(協力医療機関の要件)</p> <p>① 入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。</p> <p>② 高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。</p> <p>③ 入所者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。</p> </div>	

<b>算定要件等</b>
○ 協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的を開催していること。 <b>(新設)</b>

## 入院時等の医療機関への情報提供★

## 概要

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、**認知症対応型共同生活介護★**、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 介護老人保健施設及び介護医療院について、入所者の入院時に、施設等が把握している生活状況等の情報提供を更に促進する観点から、退所時情報提供加算について、入所者が医療機関へ退所した際、生活支援上の留意点や認知機能等にかかる情報を提供した場合について、新たに評価する区分を設ける。また、入所者が居宅に退所した際に、退所後の主治医に診療情報を情報提供することを評価する現行相当の加算区分についても、医療機関への退所の場合と同様に、生活支援上の留意点等の情報提供を行うことを算定要件に加える。
- また、介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護について、入所者または入居者（以下「入所者等」という。）が医療機関へ退所した際、生活支援上の留意点等の情報提供を行うことを評価する新たな加算を創設する。【告示改正】

## 単位数

## 【介護老人保健施設、介護医療院】

<現行>

退所時情報提供加算 500単位/回

<改定後>

退所時情報提供加算 (Ⅰ) 500単位/回

退所時情報提供加算 (Ⅱ) 250単位/回 **(新設)**

## 【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

<現行>

なし

<改定後>

退所時情報提供加算 250単位/回（介護老人福祉施設） **(新設)**

退居時情報提供加算 250単位/回（特定施設、認知症対応型共同生活介護） **(新設)**

## 算定要件等

【介護老人保健施設、介護医療院】 <退所時情報提供加算 (Ⅰ) > **入所者が居宅へ退所した場合（変更）**

- 居宅へ退所する入所者について、退所後の主治の医師に対して入所者を紹介する場合、入所者の同意を得て、当該入所者の診療情報 **心身の状況、生活歴等**を示す情報を提供した場合に、入所者1人につき1回に限り算定する。

【介護老人保健施設、介護医療院】 <退所時情報提供加算 (Ⅱ) > **入所者等が医療機関へ退所した場合（新設）**

## 【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】 &lt;退所時情報提供加算、退居時情報提供加算 &gt;

- 医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者等1人につき1回に限り算定する。

## 高齢者施設等における感染症対応力の向上★

## 概要

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、**認知症対応型共同生活介護★**、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 高齢者施設等については、施設内で感染者が発生した場合に、感染者の対応を行う医療機関との連携の上で施設内で感染者の療養を行うことや、他の入所者等への感染拡大を防止することが求められることから、以下を評価する新たな加算を設ける。
  - ア 新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する医療機関（協定締結医療機関）との連携体制を構築していること。
  - イ 上記以外の一般的な感染症（※）について、協力医療機関等と感染症発生時における診療等の対応を取り決めるとともに、当該協力医療機関等と連携の上、適切な対応を行っていること。
  - ※ 新型コロナウイルス感染症を含む。
  - ウ 感染症対策にかかる一定の要件を満たす医療機関等や地域の医師会が定期的に主催する感染対策に関する研修に参加し、助言や指導を受けること。
- また、感染対策に係る一定の要件を満たす医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けることを評価する新たな加算を設ける。【告示改正】

## 単位数

<現行>  
なし



<改定後>

高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ） 10単位/月（新設）  
 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ） 5単位/月（新設）

## 算定要件等

<高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）>（新設）

- 感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。
- 協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること。
- 診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。

<高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）>（新設）

- 診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること。



## 施設内療養を行う高齢者施設等への対応★

## 概要

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、**認知症対応型共同生活介護★**、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 新興感染症のパンデミック発生時等において、施設内で感染した高齢者に対して必要な医療やケアを提供する観点や、感染拡大に伴う病床ひっ迫を避ける観点から、必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で感染した高齢者を施設内で療養を行うことを新たに評価する。
- 対象の感染症については、今後のパンデミック発生時に必要に応じて指定する仕組みとする。【告示改正】

## 単位数

<現行>  
なし



<改定後>  
**新興感染症等施設療養費 240単位/日 (新設)**

## 算定要件等

- 入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症※に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定する。
- ※ 現時点において指定されている感染症はない。

## 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携★

## 概要

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、**認知症対応型共同生活介護★**、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 施設系サービス及び居住系サービスについて、利用者及び入所者における新興感染症の発生時等に、感染者の診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築しておくため、感染者の診療等を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症発生時における対応を取り決めるよう努めることとする。
- また、協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、当該協力医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務づける。【省令改正】

# 認知症対応型共同生活介護、介護保険施設における平時からの認知症の行動・心理症状の予防、早期対応の推進★

<b>概要</b>	<b>【認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】</b>		
<p>○ 認知症の行動・心理症状（BPSD）の発現を未然に防ぐため、あるいは出現時に早期に対応するための平時からの取組を推進する観点から、新たな加算を設ける。【告示改正】</p>			
<b>単位数</b>	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="282 434 580 619"> <p>&lt;現行&gt; なし</p> </td> <td data-bbox="580 434 2226 619"> <p>&lt;改定後&gt;</p> <p><b>認知症チームケア推進加算（Ⅰ）</b> 150単位/月 <b>（新設）</b></p> <p><b>認知症チームケア推進加算（Ⅱ）</b> 120単位/月 <b>（新設）</b></p> <p>※認知症専門ケア加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定している場合においては、算定不可。</p> </td> </tr> </table>	<p>&lt;現行&gt; なし</p>	<p>&lt;改定後&gt;</p> <p><b>認知症チームケア推進加算（Ⅰ）</b> 150単位/月 <b>（新設）</b></p> <p><b>認知症チームケア推進加算（Ⅱ）</b> 120単位/月 <b>（新設）</b></p> <p>※認知症専門ケア加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定している場合においては、算定不可。</p>
<p>&lt;現行&gt; なし</p>	<p>&lt;改定後&gt;</p> <p><b>認知症チームケア推進加算（Ⅰ）</b> 150単位/月 <b>（新設）</b></p> <p><b>認知症チームケア推進加算（Ⅱ）</b> 120単位/月 <b>（新設）</b></p> <p>※認知症専門ケア加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定している場合においては、算定不可。</p>		
<b>算定要件等</b>	<p><b>&lt;認知症チームケア推進加算（Ⅰ）&gt;（新設）</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>事業所又は施設における利用者又は入所者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上であること。</li> <li>認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応（以下「予防等」という。）に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了した者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。</li> <li>対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施していること。</li> <li>認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っていること。</li> </ol> <p><b>&lt;認知症チームケア推進加算（Ⅱ）&gt;（新設）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（Ⅰ）の（1）、（3）及び（4）に掲げる基準に適合すること。</li> <li>認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。</li> </ul>		

## 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け★

## 概要

【短期入所系サービス★、**居住系サービス★**、多機能系サービス★、施設系サービス】

- 介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】



## 概要

【短期入所系サービス★、**居住系サービス★**、多機能系サービス★、施設系サービス】

- 介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入後の継続的なテクノロジーの活用を支援するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、一定期間ごとに、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うことを評価する新たな加算を設けることとする。【告示改正】
- 加えて、上記の要件を満たし、提出したデータにより業務改善の取組による成果が確認された上で、見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っていることを評価する区分を設けることとする。【告示改正】

## 単位数

<現行>  
なし

&lt;改定後&gt;

生産性向上推進体制加算（Ⅰ） 100単位/月（新設）  
 生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 10単位/月（新設）

## 算定要件等

## 【生産性向上推進体制加算（Ⅰ）】（新設）

- （Ⅱ）の要件を満たし、（Ⅱ）のデータにより業務改善の取組による成果（※1）が確認されていること。
- 見守り機器等のテクノロジー（※2）を複数導入していること。
- 職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っていること。
- 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと。

注：生産性向上に資する取組を従来より進めている施設等においては、（Ⅱ）のデータによる業務改善の取組による成果と同等以上のデータを示す等の場合には、（Ⅱ）の加算を取得せず、（Ⅰ）の加算を取得することも可能である。

## 【生産性向上推進体制加算（Ⅱ）】（新設）

- 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。
- 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。
- 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと。

（※1）業務改善の取組による効果を示すデータ等について

- （Ⅰ）において提供を求めるデータは、以下の項目とする。
  - ア 利用者のQOL等の変化（WHO-5等）
  - イ 総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間の変化
  - ウ 年次有給休暇の取得状況の変化
  - エ 心理的負担等の変化（SRS-18等）
  - オ 機器の導入による業務時間（直接介護、間接業務、休憩等）の変化（タイムスタディ調査）
- （Ⅱ）において求めるデータは、（Ⅰ）で求めるデータのうち、アからウの項目とする。
- （Ⅰ）における業務改善の取組による成果が確認されていることとは、ケアの質が確保（アが維持又は向上）された上で、職員の業務負担の軽減（イが短縮、ウが維持又は向上）が確認されることをいう。

（※2）見守り機器等のテクノロジーの要件

- 見守り機器等のテクノロジーとは、以下のアからウに掲げる機器をいう。
  - ア 見守り機器
  - イ インカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器
  - ウ 介護記録ソフトウェアやスマートフォン等の介護記録の作成の効率化に資するICT機器（複数の機器の連携も含め、データの入力から記録・保存・活用までを一体的に支援するものに限る。）
- 見守り機器等のテクノロジーを複数導入するとは、少なくともアからウまでに掲げる機器は全て使用することであり、その際、アの機器は全ての居室に設置し、イの機器は全ての介護職員が使用すること。なお、アの機器の運用については、事前に利用者の意向を確認することとし、当該利用者の意向に応じ、機器の使用を停止する等の運用は認められるものであること。

## 認知症対応型共同生活介護における夜間支援体制加算の見直し★

## 概要

## 【認知症対応型共同生活介護★】

- 令和3年度介護報酬改定における介護老人福祉施設等に係る見守り機器等を導入した場合の夜勤職員配置加算の見直しと同様に、認知症対応型共同生活介護の夜間支援体制加算について、見直しを行う。【告示改正】

## 単位数

&lt;現行&gt;

夜間支援体制加算（Ⅰ） 50単位/日（共同生活住居の数が1の場合）

夜間支援体制加算（Ⅱ） 25単位/日（共同生活住居の数が2以上の場合）

&lt;改定後&gt;

変更なし

## 算定要件等

- 認知症対応型共同生活介護における夜間支援体制加算の人員配置要件について、現行の算定要件に加え、要件を満たし、夜勤を行う介護従業者が最低基準を0.9人以上上回っている場合にも算定を可能とすることとする。

	夜勤職員の最低基準（1ユニット1人）への加配人数	見守り機器の利用者に対する導入割合	その他の要件
現行要件	事業所ごとに常勤換算方法で1人以上の夜勤職員又は宿直職員を加配すること。		
新設要件	事業所ごとに常勤換算方法で <u>0.9人以上の夜勤職員</u> を加配すること。	10%	<u>利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。</u>

- ※ 全ての開所日において夜間及び深夜の時間帯の体制が人員配置基準を上回っていること。  
 ※ 宿直職員は事業所内での宿直が必要。  
 ※ 併設事業所と同時並行的に宿直勤務を行う場合には算定対象外（それぞれに宿直職員が必要）。



## 外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し★

## 概要

【通所系サービス★、短期入所系サービス★、**居住系サービス★**、多機能系サービス★、施設系サービス】

- 就労開始から6月未満のEPA介護福祉士候補者及び技能実習生（以下「外国人介護職員」という。）については、日本語能力試験N1又はN2に合格した者を除き、両制度の目的を考慮し、人員配置基準への算入が認められていないが、就労開始から6月未満であってもケアの習熟度が一定に達している外国人介護職員がいる実態なども踏まえ、人員配置基準に係る取扱いについて見直しを行う。

具体的には、外国人介護職員の日本語能力やケアの習熟度に個人差があることを踏まえ、事業者が、外国人介護職員の日本語能力や指導の実施状況、管理者や指導職員等の意見等を勘案し、当該外国人介護職員を人員配置基準に算入することについて意思決定を行った場合には、就労開始直後から人員配置基準に算入して差し支えないこととする。【告示改正】

その際、適切な指導及び支援を行う観点、安全体制の整備の観点から、以下の要件を設ける。

- ア 一定の経験のある職員とチームでケアを行う体制とすること。  
 イ 安全対策担当者の配置、指針の整備や研修の実施など、組織的に安全対策を実施する体制を整備していること。  
 併せて、両制度の趣旨を踏まえ、人員配置基準への算入の有無にかかわらず、研修又は実習のための指導職員の配置や、計画に基づく技能等の修得や学習への配慮など、法令等に基づき、受入れ施設において適切な指導及び支援体制の確保が必要であることを改めて周知する。

## 算定要件等

次のいずれかに該当するものについては、職員等の配置の基準を定める法令の適用について職員等とみなしても差し支えないこととする。

- ・ 受入れ施設において就労を開始した日から6月を経過した外国人介護職員
- ・ 受入れ施設において就労を開始した日から6月を経過していない外国人介護職員であって、受入れ施設（適切な研修体制及び安全管理体制が整備されているものに限る。）に係る事業を行う者が当該外国人介護職員の日本語の能力及び研修の実施状況並びに当該受入れ施設の管理者、研修責任者その他の職員の意見等を勘案し、当該外国人介護職員を職員等の配置の基準を定める法令の適用について職員等とみなすこととしたもの
- ・ 日本語能力試験N1又はN2に合格した者

